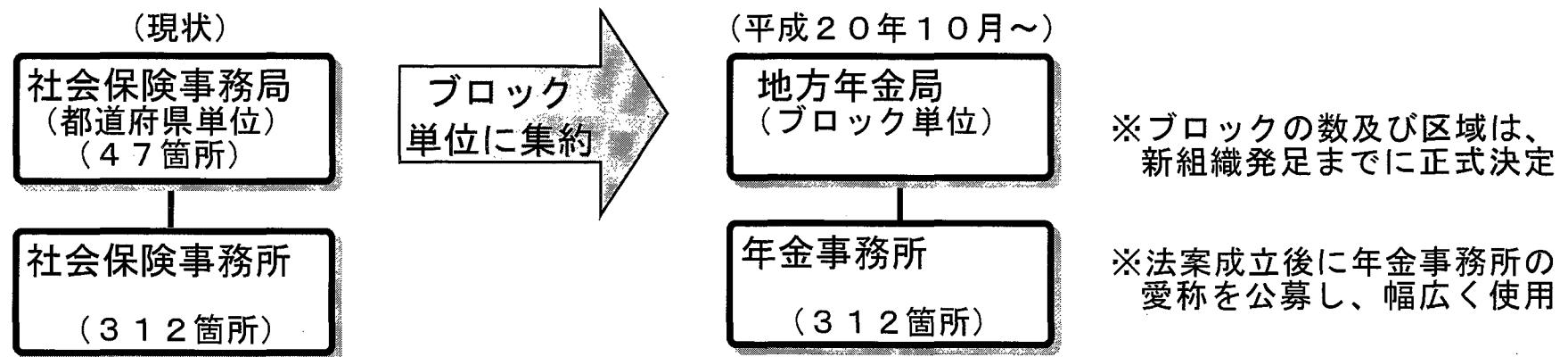


地方組織の改革の具体的な在り方について

全国均一の質の高いサービスを効率的に提供するため、①社会保険事務局のブロック単位化、②組織管理と業務管理の向上、③事務所の配置の見直し、④ブロック事務センターへの集約化、⑤総合コールセンターの整備を図る。

1. 社会保険事務局のブロック化（平成20年10月～：新組織移行時）



<ブロック化の利点>

- ① 本庁からの内部統制（ガバナンス）を強化しやすい。
- ② 都道府県域を超えた広域的な人事管理を行いやし。
- ③ 集約化により要員を簡素化し、他の業務へシフトできる。
- ④ 事務所の指導監督を広域的に行うことができ、業務の均質化や、優れた取組みの普及を図ることができる。
- ⑤ 地方事務官制に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めることができる。

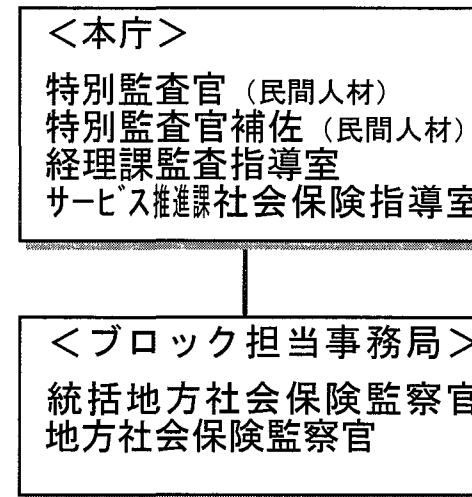
<ブロック局の役割>

- ① 本庁と一体となって、内部統制機能を分掌し、ガバナンスを強化
- ② 事務所の指導、進捗管理
- ③ 裁定、届出審査、入力、通知発送等の広域的な集約事務処理

2. 地方監査のブロック化の先行実施（平成18年10月～）

平成18年10月から、社会保険事務局のブロック化の一部先行実施として、地方監査業務をブロック化。

- ① 各社会保険事務局ごとに置かれている地方社会保険監察官（合計156名）を、121名に削減した上で、9カ所のブロック担当事務局に集約配置。各ブロックに、統括地方社会保険監察官を置く。
- ② 数名のチームで1事務所を数日程度かけて、監査を行う。（出身県の監査は担当しない）
- ③ 本庁の特別監査官、特別監査官補佐の先行実施と連動し、民間の感覚を取り入れた監査を地方へ浸透



- ◎本庁の監査
- ◎地方監察官の指導、支援
- ◎ブロック担当局等の監査
- ◎特別テーマの監査
- ◎監査報告書の作成、公表
- ◎監察官が配置されていない事務局に対する監査
- ◎社会保険事務所の監査

<ブロック>

ブロック名	ブロックに属する社会保険事務局 (◎がブロック担当事務局)	社会保険事務所数	人口	厚生年金事業所数	厚生年金被保険者数	国民年金被保険者数
1 北海道	◎北海道	16	563万人	7.5万	110万人	148万人
2 東北	◎宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島	30	964万人	11.5万	190万人	230万人
3 北関東信越	◎埼玉、新潟、茨城、栃木、群馬、長野	38	1874万人	18.6万	321万人	492万人
4 南関東	◎東京、千葉、神奈川、山梨	51	2819万人	36.4万	1087万人	778万人
5 中部	◎愛知、富山、石川、福井、岐阜、静岡、三重	47	1813万人	24.4万	453万人	446万人
6 近畿	◎大阪、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山	46	2092万人	27.4万	518万人	562万人
7 中国	◎広島、鳥取、島根、岡山、山口、	26	769万人	11.3万	177万人	176万人
8 四国	◎香川、徳島、愛媛、高知	15	412万人	6.2万	90万人	97万人
9 九州	◎福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	43	1467万人	18.9万	302万人	353万人
計		312	12772万人	162.2万	3250万人	3283万人

※ 地方年金局の数及び管轄区域は、新組織発足までに正式決定。

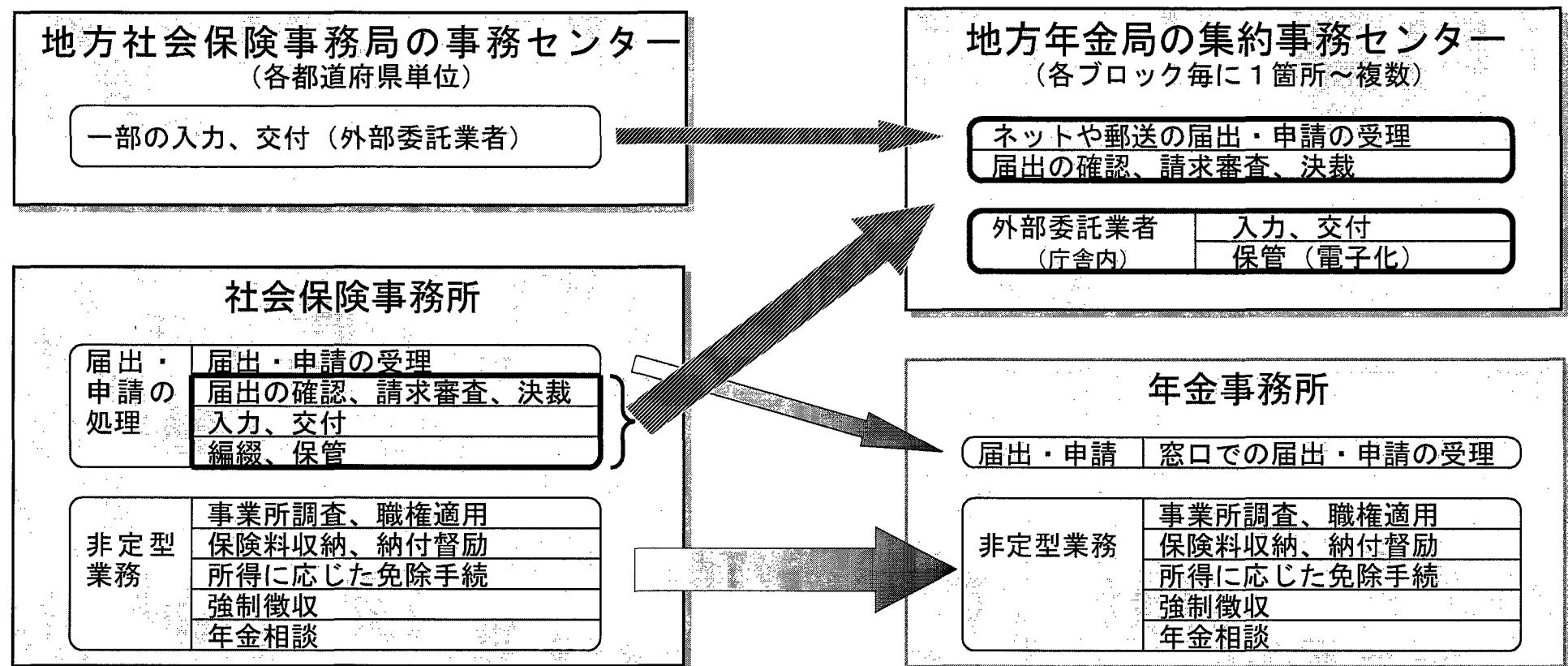
3. 集約事務センターへの事務処理の集約化と、地域における事務所の強化

① 届出、申請等の入力、確認、審査等の事務処理は、ブロック単位に設置する集約事務センターに集約する。

※集約事務センターでは、これまで、細分化されていたために外部委託できなかった業務を外部委託し、行政の職員と外部委託先の職員が連動して効率的に分担処理する仕組みを構築する。

※実施時期は、社会保険オンラインシステムの刷新による平成21年度予定の経過管理システムの稼働や、平成23年予定の刷新後の業務系システムの稼働を踏まえ、平成21年度～23年度に段階的に実施。

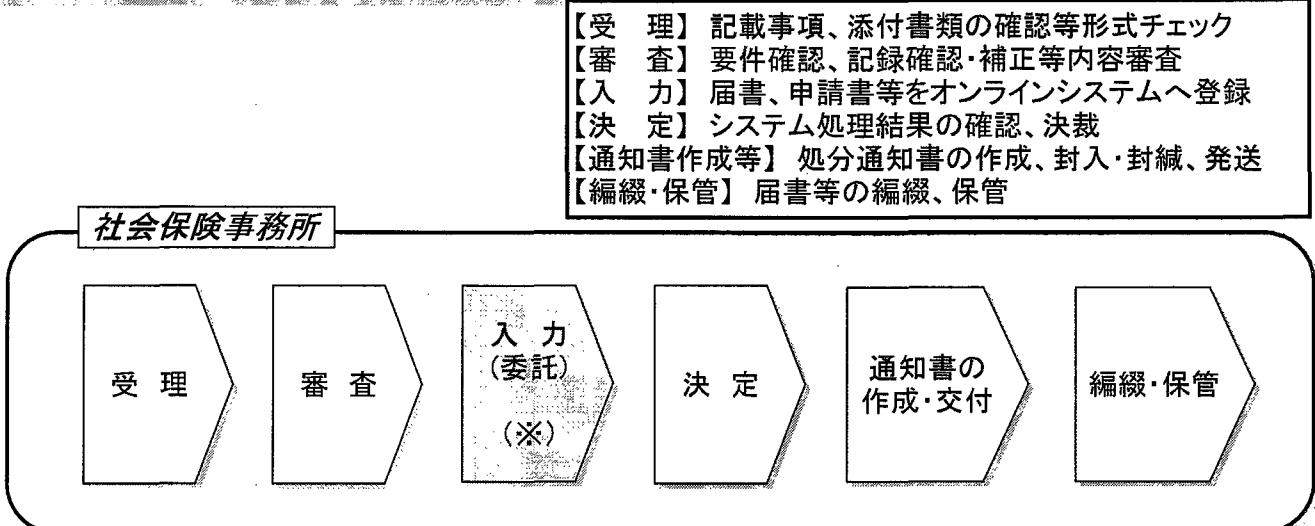
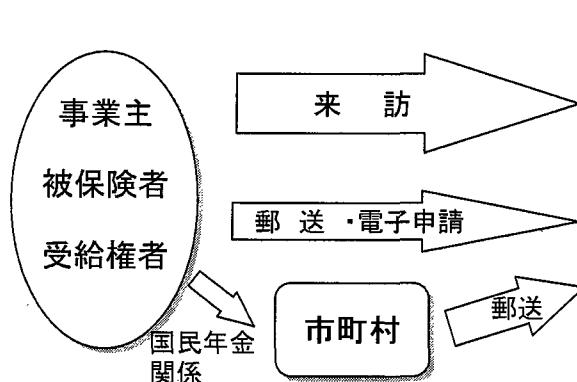
② 年金事務所は、事業所調査、職権適用、保険料の徴収や免除、年金相談等の地域に密着した業務を強化する。



(参考)

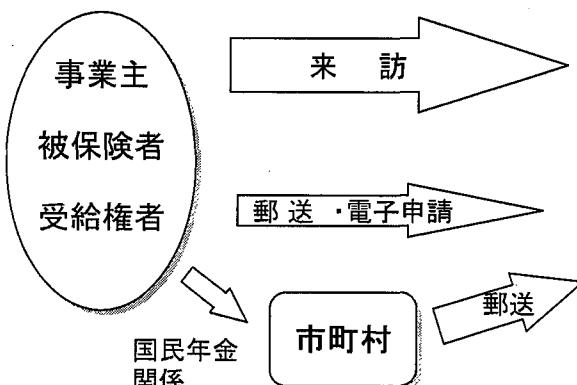
ブロック単位の集約事務センターによる新事務処理方式のイメージ(届書、申請書等)

現 行

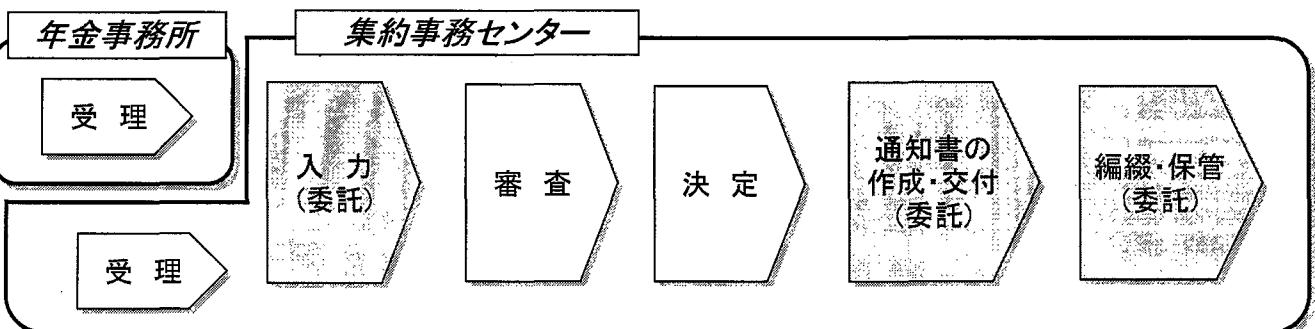


(※)一部、都道府県単位の事務センターに集約して実施

集約化後(検討中のイメージ案)



※年金事務所は、事業所調査、職権適用、保険料の徴収や免除、年金相談等の地域に密着した業務を強化



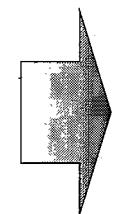
【集約化に係る主な施策】

- ①審査前に届書等を入力し、システム的にチェックを行うことによる審査支援
- ②社会保険事務所に細分化されていたために外部委託できなかった「通知書の作成・交付」及び「届書等の編綴・保管」業務を外部委託化(庁舎内で職員と連動して業務を効率的に分担処理する仕組み)

4. 社会保険事務所の配置の見直し

① 平成18年度における首都圏の社会保険事務所の配置見直し

- 国民年金の保険料の徴収対策の強化を図り、また、窓口の混雑解消を図るため、管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3カ所に新たな社会保険事務所を設置する。
- 具体的には、平成18年10月に埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市に社会保険事務所を設置しその振替として、東京23区のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、3カ所の社会保険事務所を廃止する。



<新設社会保険事務所>

越谷社会保険事務所（埼玉県越谷市）
市川社会保険事務所（千葉県市川市）
青梅社会保険事務所（東京都青梅市）

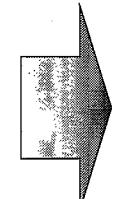
<統合により廃止する社会保険事務所>

所在地	統合により廃止	統合先	統合後の名称
東京都千代田区	神田社会保険事務所	麹町社会保険事務所	千代田社会保険事務所
東京都中央区	日本橋社会保険事務所	京橋社会保険事務所	中央社会保険事務所
東京都大田区	大森社会保険事務所	蒲田社会保険事務所	大田社会保険事務所

※3事務所の新設については、今通常国会において、地方自治法に基づく国会承認を求めているところ。

② 平成20年度以降における全国的な社会保険事務所の配置見直し

- 平成20年10月の年金運営新組織移行に際し、地方社会保険事務局のブロック化を講じることとしているが、これに併せて、社会保険事務所の配置の全国的な見直しを検討・実施する。



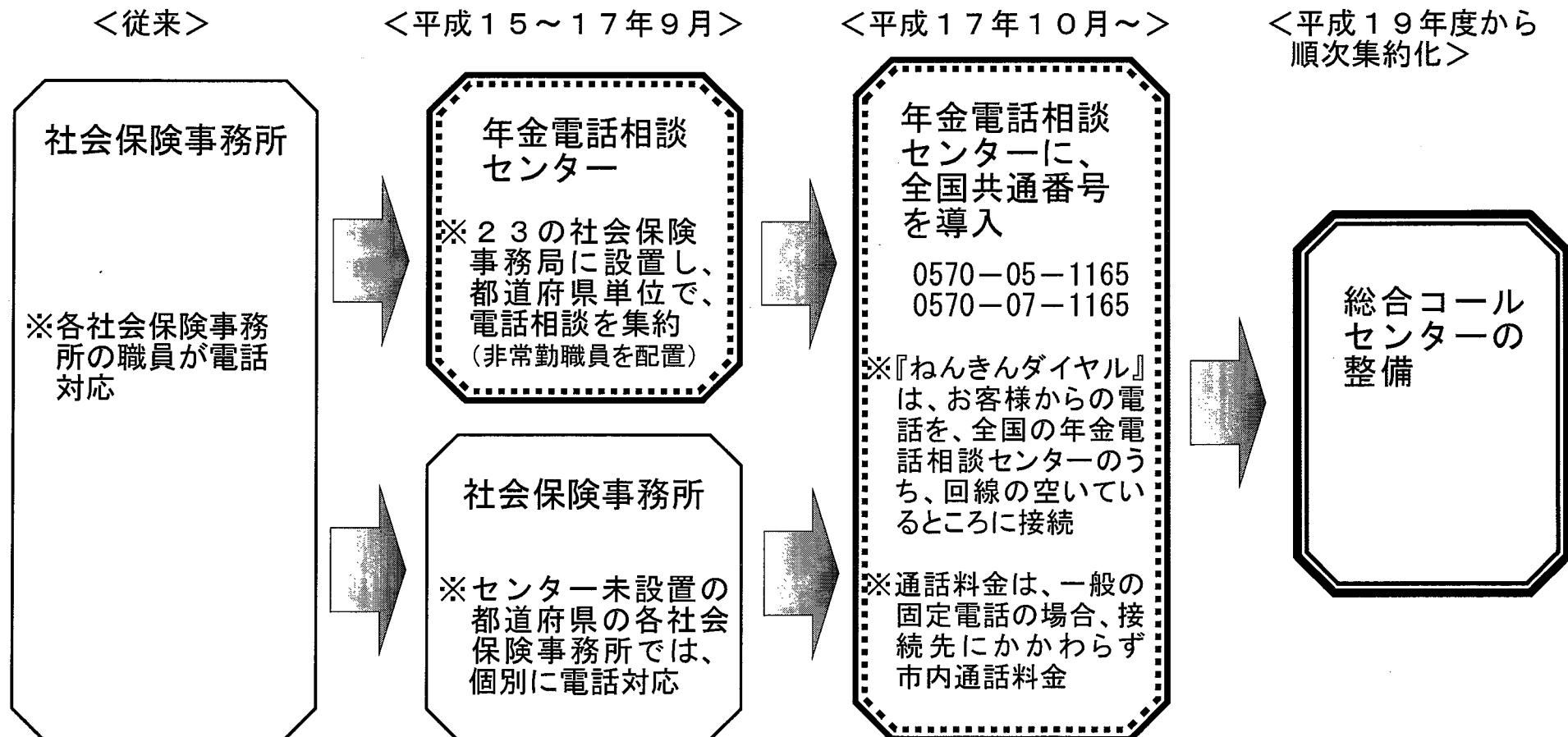
<配置見直しの検討の視点>

- ・超大規模事務所の解消のための事務所の分割・新設
- ・小規模事務所の統合や分室化
- ・近接事務所の統合や再編など

※現行の312カ所は、公共職業安定所474カ所、労働基準監督署337カ所と比べても多い状況にはなく、総数は維持しつつ、配置の見直しを行う。

5. 総合コールセンターの整備

- ① 電話の混雑によるかかりにくさを解消し、お客様がわざわざ事務所に来訪していただく必要を減らすとともに、年金事務所の職員を他の業務に集中しやすくするため、既に「ねんきんダイヤル」を実施したところである。
- ② さらに、電話相談体制を強化し、全国統一による電話対応の品質の向上を図るため、社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談と年金電話相談センター（23ヶ所）を、全国3ヶ所程度に集約し、被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンターを整備する。（民間委託）



6. 地方組織のガバナンス（組織管理と業務管理）の向上

新たな人事政策の確立

- ①能力と実績に基づく適材適所の人事配置
- ②人事交流の活発化
 - ・本庁と地方との間の人事異動の拡大
 - ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
 - ・ブロック内の都道府県間の人事異動の拡大
- ③戦略的な人材育成
 - ・計画的、体系的な研修制度の構築
 - ・各部門を幅広く経験させた上で、適性を見極め、専門家・熟達者として養成

組織目標の地方組織への浸透

- ①全国単位と地方単位の事業計画と実績評価
 - ・目標数値、計画数値
 - ・年金運営会議、運営評議会の意見を反映
- ②事務所間の競争の促進（⇒「社会保険事務局・事務所グランプリ」の実施）
 - ・主要な事業の取組状況を、組織内で公表
 - ・事務局、事務所毎の年間の事業実績を評価
 - ・高い実績を挙げたものについて長官表彰

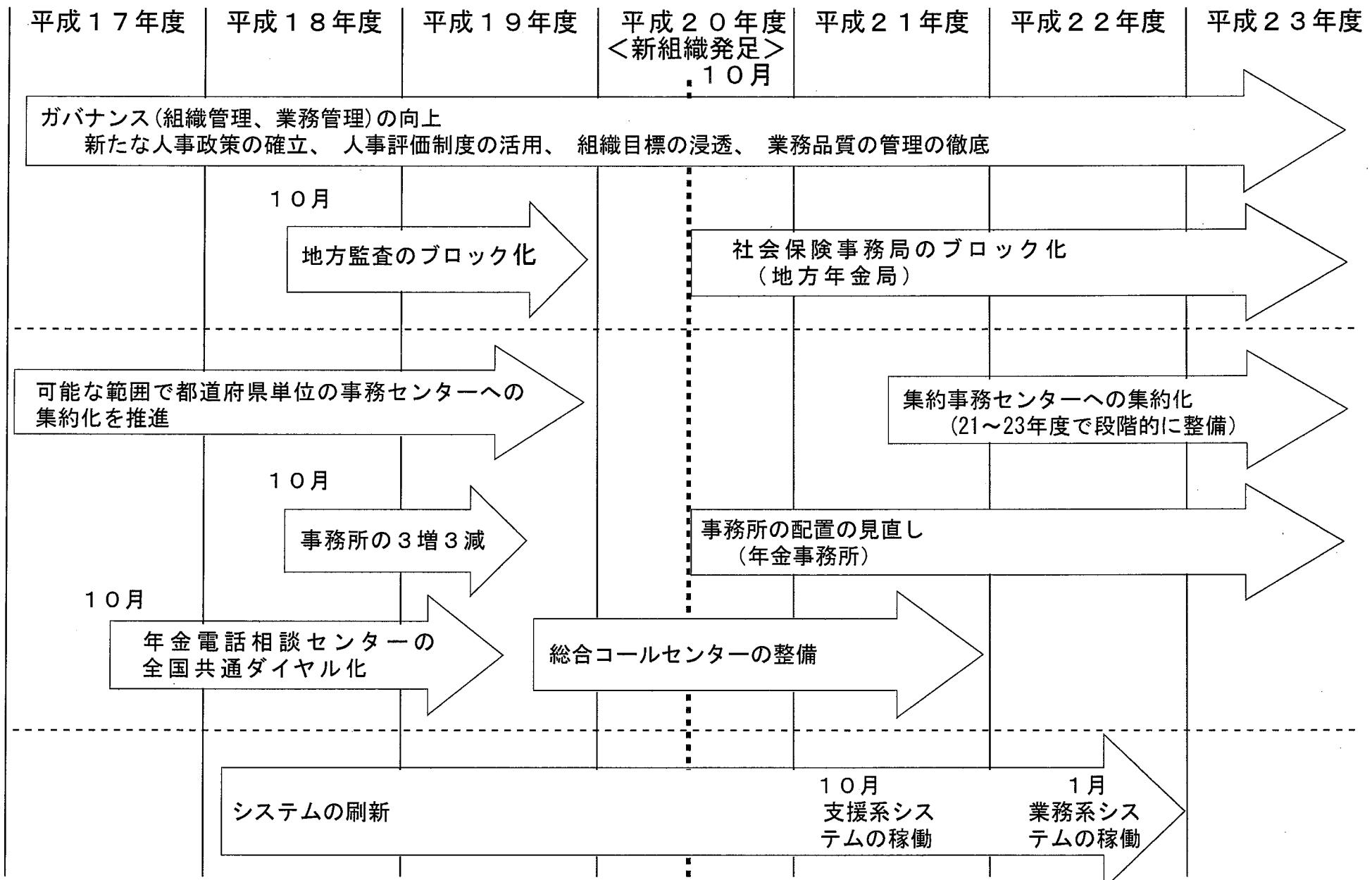
新しい人事評価制度の実施と活用

- ①目標管理シートによる個人目標の設定と成果の確認。上司と部下のコミュニケーションの増進
- ②実績評価と能力評価
- ③人事評価の結果を、勤勉手当、昇給、昇格、人事配置等へ反映
- ④平成18年度から一定職以上の職員、19年度から全職員を対象に、本格実施

業務品質の管理の徹底

- ①全国統一的な業務マニュアルの作成
- ②様式等の統一
- ③優れた業務ノウハウのデータベース化・共有化
- ④業務品質に係る調査の実施
 - ・「お客様満足度アンケート」の定期的な実施
 - ・民間調査機関による窓口サービス実態調査
 - ・通知書等のわかりやすさのモニター調査

7. 地方組織の改革のスケジュール



(参考)

政管健保の公法人化に伴う地方組織の改革

- 政管健保については、平成20年10月、国とは切り離した公法人(全国健康保険協会)を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。
- 公法人においては、都道府県ごとに支部を設けるとともに、地域の被保険者・事業主等から構成される評議会を設け、これらの方々の意見を反映しつつ、地域の実情に応じた保健事業等を展開することとしている。

